

総合案内・おくやみ窓口運営業務企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）2 月 17 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市市民文化局地域振興部区政課 電話(011)211-2252

- 2 公募型企画競争に付する事項

- (1) 業務名

総合案内・おくやみ窓口運営業務

- (2) 業務内容

区役所庁舎の入口付近に設置する総合案内カウンターにおいて、来庁者への庁舎内の案内のほか、必要な手続きや担当窓口の案内を行う「総合案内」を運営するとともに、区役所庁舎内に設置する専用ブースにおいて、亡くなった方に関する必要な手続きや書類、担当窓口の案内を行う「おくやみ窓口」を運営することで、区役所を訪れた方々が、目的とする手続きや相談を迷わず円滑に進めることができるよう支援する。

- (3) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 6 月 30 日（金曜日）まで

- (4) 契約に至るまでの流れ

ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会にて審査

ウ イの審査で最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結

なお、公募型企画競争の応募方法及び提出書類、提出期限等の詳細は、「総合案内・おくやみ窓口運営業務 提案説明書」による。

- 3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員（以下「協力者」という。）全てが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 札幌市内に本店若しくは支店等の所在地を有していること。

4 業務仕様書・提案説明書の交付方法

令和 7 年 2 月 17 日（月曜日）から札幌市公式ホームページ内「市民文化局地域振興部 入札・契約等情報」にて公開する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参による。（郵送の場合は前日までに必着）

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）17 時 00 分（必着）

※事前に「参加意向申出書」を提出する必要あり。

提出期限：令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）17 時 00 分（必着）

（郵送の場合は前日までに必着）

(3) 提出場所

上記「1 契約担当部局」に同じ